救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令

救急救命士学校養成所指定規則（平成三年文部省厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一専門分野の項中「七」を「八」に改め、同表中

合　計		

を

合　計	七十	

に改め、同表備考第三号中「四十四単位」を「四十五単位」に、「二十六単位」を「二十七単位」に改める。

別表第二専門分野の項中「七」を「八」に改め、同表中

合　計		

を

合　計	六十二	

に改め、同表備考第三号中「三十六単位」を「三十七単位」に、「二十六単位」を「二十七単位」に改める。

別表第三専門分野の項中「救急症候・病態生理学　五」を「救急症候・病態生理学　六」に改め、同表中

合　計	三十二	

を

合　計	三十三	

に改め、同表備考第三号中「二十三単位」を「二十四単位」に、「十七単位」を「十八単位」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第二及び別表第三の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において救急救命士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の救急救命士学校養成所指定規則別表第一の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年三月七日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―一二三―一五

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「内部部局」の下に「及び同庁に置かれる職」を加え、同条第三十九号中「除く。」の下に「及び本省に置かれる職」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。